

標準貨物自動車運送約款の改正に伴う質問事項

1. 新標準運送約款を使用する場合

Q 1 - 1.

事業者から既に届出している運賃料金表の内容について問い合わせがあった際は沖総局へ確認して頂いても良いか。

A 1 - 1.

既に当局に届出している運賃・料金内容にかかる問い合わせは、陸上交通課あてで結構です。

Q 1 - 2.

各料金の「上限」「下限」については事業者の自由裁量で良いか。

A 1 - 2.

利用者の利便その他公共の利益を阻害しない範囲において自由裁量による設定が可能

Q 1 - 3.

11月4日施行に伴い、運賃料金の届出は11月4日から1か月以内に届出するという考え方で正しいか。それとも、社内で運賃設定した日から1か月以内に届出という考え方なのか。遅れた場合何か罰則はあるのか。

A 1 - 3.

「運賃料金の届出は11月4日から1か月以内に届出」して下さい。

Q 1 - 4

H29年8月4日付け国自貨第59号文書に記載されている「一般貨物自動車運送事業（宅配、引越輸送及び霊柩運送を除く。）と記載されているが、宅配、引越専門事業者にも標準運送約款を掲げている事業者もあるので、全事業者へ周知し、変更届出の有無に関しては事業者判断に任せて良いか。

A 1 - 4.

現行の標準運送約款の適用の有無に関わらず、全事業者に周知願います。

改正標準運送約款の適用の有無については、各事業者の判断となります。

2. 運送約款の変更に認可申請を伴う場合

Q 2 - 1.

事業者が旧運送約款を保存していない等、不明の場合は旧運送約款を添付できないが、「運送約款の変更」ではなく「運送約款の設定」ということで添付しなくても良いか。

A 2 - 1.

過去に当局から認可を受けている場合は、陸上交通課に相談されたい。

Q 2 - 2 .

現行の運送約款を使用するために申請をする際の添付書類についてどのような書類が必要か。

A 2 - 2 .

その場合、認可申請には「現行の標準運送約款」を添付いただければ結構です。

3. 運送約款一部改正に係る行政処分等について

Q 3 - 1 .

運送約款の改正に伴い、運賃料金の変更届出や認可申請を行うべき事業者が怠った場合はどのような処分があるのか。

A 3 - 1 .

運送約款に係る手続きをしていない場合：貨物自動車運送事業法第 1 0 条第 1 項に抵触する可能性があります。

運賃料金に係る手続きをしていない場合：同法第 6 0 条第 1 項に抵触する可能性があります。